

9 原爆被爆者支援

〔現況及び施策の方向〕

原子爆弾の特異性により、今なお社会的・医学的・精神的後遺症に苦しむ被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）及び県独自の施策により、健康の保持と福祉の向上を図るため、事業を実施する。

また、原爆養護ホームの運営・整備を行うとともに、在外被爆者援護対策の推進などに努める。

その他、被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、放射線被曝（爆）者医療に関する国際協力の推進を図る。

第1表 原子爆弾被爆者数

(単位 人)

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
県 分	16,959	18,393	19,836
広島市分	44,836	47,632	50,384
計	61,795	66,025	70,220

- (注) 1 被爆者とは、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。
 2 被爆者数は、各年度末の人数をいう。
 3 県分とは広島県の手帳交付者数、広島市分とは広島市の手帳交付者数である。

〔事業の内容〕

1 原爆被爆者健康管理の推進（予算額 211,421千円）

(1) 原爆被爆者健康手帳交付事務（予算額 55,944千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、医療費（自己負担分）を支給している。（昭和32年度創設）

また、被爆二世の健康管理に資するため、国からの委託により被爆二世健康診断を実施している。（昭和54年度創設、平成13年度以降県実施）

(2) 原爆被爆者健康診断（予算額 141,421千円）

被爆者の健康管理に資するため、毎年定期2回、希望2回を限度とする健康診断（一般検査）を行い、その結果、必要な者に対しては、精密検査を実施している。また、必要に応じて特別検査も行っている。

なお、希望者に対しては、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん及び多発性骨髄腫のがん検査を、希望による健康診断の振替分として年1回実施している。（昭和32年度創設、順次拡充）

第2表 原子爆弾被爆者健康診断等実施状況及び実施計画

(単位 件)

区 分		令和2年度 (計画)	令和元年度	平成30年度
健康診断受診者証交付者数	県 分	58	60	60
一般健康診断受診者数	県 分	13,179	11,682	13,232
一般健康診断がん検査受診者数	県 分	6,312	5,115	5,922
精密健康診断受診者数	県 分	644	612	674
特別（入院精密）検査受診者数	県 分	80	65	75
交 通 手 当	県 分	2,489	1,865	2,044

(3) 原爆被爆者健康管理推進特別事業（予算額 1,346千円）

被爆者の様々な不安を払拭するため、健康相談、医療機関との連携、施設入所相談、各種手当・原爆症認定申請の支援等、保健、医療、福祉にわたる総合的な相談を実施する。（平成8年度創設）

(4) 原爆体験者等健康意識相談等事業（予算額 12,710 千円）

原爆による黒い雨を体験した影響で健康不安を持つ者に対して、医師等の専門家による保健指導・健康教育を実施することにより、その症状の改善を図る。（平成 25 年度創設）

2 原爆被爆者援護の推進（予算額 8,895,802 千円）

(1) 法に基づく手当等の支給（予算額 8,046,254 千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた被爆者に対して医療特別手当又は特別手当を、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して原子爆弾小頭症手当を、特定の疾病にかかっている被爆者に対して健康管理手当を、爆心地から 2 キロメートル以内の直接被爆者に対して保健手当（身体上に一定の障害や傷痕等のある者又は 70 歳以上の身寄りのない高齢者には手当額を増額）を、一定の障害を有し、介護を受けている被爆者に対して介護手当を支給するほか、被爆者が死亡した場合には、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給する。（昭和 43 年度創設）

第 3 表 法定諸手当支給状況

（単位 円，人）

区分	医療特別 手 当	特別手当	原子爆弾 小 頭 症 手 当	健康管理 手 当	保健手当		介 護 手 当	葬祭料		
					一般分	高額分				
支 給 額	令和 2 年度	142,170	52,500	48,930	34,970	17,540	34,970	費用介護 重度 限度月額 105,560 中度 限度月額 70,360 家族介護 22,320	209,000 ※	
	令和元年度	141,360	52,200	48,650	34,770	17,440	34,770	費用介護 重度 限度月額 105,460 中度 限度月額 70,300 家族介護 22,190	206,000	
	平成 30 年度	140,000	51,700	48,180	34,430	17,270	34,430	費用介護 重度 限度月額 105,290 中度 限度月額 70,190 家族介護 21,980	206,000	
支 給 状 況 (県 分)	令 和 元 年 度	実人員	654	348	3	14,372	426	132	73	1,393
		延人員	8,325	4,288	36	178,852	5,242	1,666	1,244	—
	平 成 30 年 度	実人員	719	341	3	15,336	457	148	67	1,409
		延人員	8,903	4,184	32	188,703	5,630	1,865	1,009	—
	平 成 29 年 度	実人員	742	329	2	16,957	487	164	89	1,392
		延人員	9,536	3,932	24	210,299	5,915	2,021	1,000	—

※葬祭料は、令和元年 10 月 1 日からの金額。

(2) 県独自の援護事業（予算額 848,162 千円）

県独自事業として、広島県原子爆弾被爆者援護要綱等に基づき、各種手当の支給等の事業を実施している。（昭和 42 年度創設）

また、平成 12 年度から、介護保険制度の実施に伴い、居宅で介護保険の訪問介護や通所介護などのサービスを利用している被爆者や介護老人福祉施設に入所している被爆者に対する利用料等の助成事業を実施している。（平成 12 年度創設）

第4表 県独自諸手当等支給状況

(単位 人)

区 分	令和2年度		令和元年度		平成30年度
	支 給 額		広 島 県 分		支給延人員
			支 給 額	支給延人員	
被爆者特別検査促進手当	1日500円		1日500円	22	25
認定被爆者通院交通費	実費		実費	263	305
被爆身体障害者福祉手当	17,540円		17,440円	36	36
被爆者特別福祉手当	4,000円		4,000円	60	70
介護手当付加金	月額43,840円以内		月額43,800円以内	91	87
認定被爆者死亡弔慰金	10,000円		10,000円	110	89
被爆者訪問介護利用助成事業	介護保険給付の対象となる(介護予防)訪問介護サービス等に要した費用の1割, 2割又は3割		同 左	9,366	10,573
被爆者通所介護利用助成事業	介護保険給付の対象となる(介護予防)通所介護,(介護予防)認知症対応型通所介護サービスに要した費用の1割, 2割又は3割		同 左	29,814	31,792
被爆者短期入所生活介護等利用助成事業	介護保険給付の対象となる(介護予防)短期入所生活介護サービスに要した費用の1割, 2割又は3割		同 左	7,653	7,820
被爆者小規模多機能型居宅介護等利用助成事業	介護保険給付の対象となる(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスに要した費用の1割, 2割又は3割		同 左	2,729	3,079
被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業	介護保険給付の対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに要した費用の1割, 2割又は3割		同 左	319	285
被爆者複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)利用助成事業	介護保険給付の対象となる複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)に要した費用の1割, 2割又は3割		同 左	239	201
被爆者介護老人福祉施設等利用助成事業	介護保険給付の対象となる(地域密着型)介護老人福祉施設の入所に要した費用の1割, 2割又は3割		同 左	9,784	9,806
	養護老人ホーム等に入所した場合の費用徴収額		同 左	719	780
被爆者療養 保養事業	神田山荘	利用料250円助成	同 左	2,017	1,795
	指定施設	休憩1人1回250円以内 宿泊1人1泊500円以内 (1人年1,500円を限度)	同 左	114	200

(3) 原爆死没者慰霊式典等助成事業(予算額 1,386千円)

原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、慰霊式典、追悼出版などを実施する地域・職域の団体に対し助成する。(平成3年度創設)

3 広島原爆養護ホームの運営・整備(予算額 401,322千円)

県と広島市が共同で開設した広島原爆養護ホーム(舟入むつみ園・神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園)に、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う。

なお、養護等は、(公財)広島原爆被爆者援護事業団に委託して実施している。(昭和45年度創設)

第5表 広島原爆養護ホーム入所状況（令和2年3月31日現在）

（単位 人）

区 分	一般養護	特 別 養 護			合 計
	舟入むつみ園	神田山やすらぎ園	倉掛のぞみ園	小 計	
県分入所者数（全体入所者数）	19 (97)	18 (97)	58 (287)	76 (384)	95 (481)
県分定員（全体定員）	19 (100)	20 (100)	60 (300)	80 (400)	99 (500)

4 原爆被爆者関係施設整備（予算額 27,996千円）

(1) 広島赤十字・原爆病院への助成（予算額 16,000千円）

広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の近代化を図るための医療機器の整備等に対して補助する。（昭和43年度創設）

第6表 広島赤十字・原爆病院に対する助成状況

（単位 千円）

年 度	医療機器整備補助		施設整備補助	
	補助額	対象機器	補助額	対象工事
令和元年度	16,000	内視鏡システム, 人工呼吸器	0	—
平成30年度	16,000	ハイスピードドリル電気システム, 超音波診断装置	0	—
平成29年度	16,000	眼科診察台, 耳鼻科ユニット	0	—

(2) その他関係団体への助成等（予算額 11,996千円）

ア 一般財団法人広島市原爆被爆者協議会

（一財）広島市原爆被爆者協議会が設置している広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設整備事業に対して補助する。（昭和54年度創設）

イ その他

広島市, 長崎県, 長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協議会）」の費用を負担する。（昭和42年度創設）

また,（公財）広島平和文化センターに被爆資料の展示運営を委託し, 被爆の実相を幅広く伝承する。（昭和57年度創設）

5 在外被爆者援護の推進（予算額 210,446千円）

在外の被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的として, 各種事業を実施する。

第7表 在外における被爆者健康手帳所持者数

（厚生労働省 令和2年3月現在）

国・地域等	所持者数（人）
韓 国	2,052
ア メ リ カ	636
ブ ラ ジ ル	87
そ の 他	112
計	2,887

(1) 法に基づく事業

ア 医療費の支給（予算額 32,799千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を法に基づき支給する。（平成27年度創設）

イ 手帳交付事務（予算額 4,255千円）

在外からの手帳交付申請に対し, 申請者の居住地（地域）へ職員を派遣し, 面接調査を行う。（平成14年度創設）

(2) 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業

ア 手帳交付渡日支援事業（予算額 4,358 千円）

新たに手帳の交付を受けようとする者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、渡日できない者には、被爆確認証を交付する。（平成 14 年度創設）

イ 健康相談等事業（予算額 26,301 千円）

在外被爆者の居住する北米又は南米へ隔年で専門医等を派遣し、現地で健康相談等を行う。令和 2 年度は、南米へ派遣する。（平成 14 年度創設）

ウ 現地健康診断事業（予算額 13,377 千円）

令和 2 年度に健康相談等事業を実施しない北米で健康診断を行う。（平成 25 年度創設）

エ 渡日治療支援事業（予算額 3,507 千円）

渡日して治療を受けようとする在外被爆者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。（平成 14 年度創設）

オ 保健医療助成事業（予算額 125,849 千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を助成する。（平成 16 年度創設）

6 放射線被曝者医療国際協力の推進（予算額 18,697 千円）

広島が有する被爆者医療や放射線障害の研究成果を活用して、世界の放射線被ばく者への医療に貢献することにより、広島の世界への貢献と国際協力の推進に資する放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E：ハイケア）が実施する次の事業に対し、負担金（広島県 1/2，広島市 1/2）を交付する。

平成 26 年 5 月に IAEA の協働センターに指定，平成 29 年に協働センターの指定が更新され，国際医療研修，共同研究等の協働事業を実施している。（平成 3 年度創設）

- 医師等受入研修・派遣事業
- 放射線被ばく者医療普及啓発事業
- 調査検討事業
- 人材育成事業
- 共同研究事業
- 福島支援事業

第8表 医師等受入研修・派遣状況

(単位 件, 人)

区 分		件数	人数	内 容	
令和元年度	受入研修	単独受入 (※1)	7	29	韓国 19人 ラトビア 1人 アメリカ 6人 ブラジル 3人
		協働事業受入 (※2)	2	20	インドネシア 3人 モンゴル 3人 シンガポール 2人 タイ 3人 ヨルダン 2人 シリア 3人 イエメン 1人 フィリピン 1人 アメリカ 1人 マラウイ 1人
		他団体受入 (※3)	1	2	スイス 2人
		計	10	51	
	派 遣	1	2	アメリカ 1件2人 (カリフォルニア州での現地被爆者医療研修)	
平成30年度	受入研修	単独受入 (※1)	8	38	韓国 20人 ラトビア 1人 アメリカ 7人 ブラジル 4人 ベトナム 3人 モンゴル 2人 マレーシア 1人
		協働事業受入 (※2)	1	34	インド 3人 インドネシア 3人 モンゴル 3人 ネパール 3人 シンガポール 3人 韓国 2人 マレーシア 2人 パキスタン 2人 スリランカ 2人 タイ 2人 ベトナム 2人 バングラデシュ 1人 カンボジア 1人 国内 5人 (※2-1)
		他団体受入 (※3)	2	16	フィリピン 12人 スイス 4人
		計	11	88	
	派 遣	1	4	アメリカ 1件4人 (ホノルルでの現地被爆者医療研修)	
平成29年度	受入研修	単独受入 (※1)	10	45	韓国 28人 ラトビア 1人 アメリカ 9人 ブラジル 3人 カザフスタン 2人 モンゴル 1人 マレーシア 1人
		協働事業受入 (※2)	0	0	—
		他団体受入 (※3)	2	25	フィリピン 15人 ブルンジ 2人 コロンビア 2人 イラク 2人 スーダン 3人 イエメン 1人
		計	12	70	
	派 遣	1	2	アメリカ 2名 (サンフランシスコでの現地被爆者医療研修)	

※1 HICARE 単独で研修を実施するもの

※2 IAEA 等と協働で研修を実施し, IAEA 等の費用負担を伴うもの

※2-1 外務省から IAEA への特別拠出金により, 国内から初めて受け入れたもの

※3 JICA 等の他団体が実施する研修において, HICARE が研修の一部を受け持つもの